

厚生労働大臣 加藤勝信様

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進のための日本骨髄バンクの安定的な財政運営等に関する決議

我が国においては、骨髄・さい帯血バンク議員連盟の長年にわたる活動の成果により、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が制定され、それまで善意の人々によるボランティアにより行われてきた造血幹細胞のあっせん等を厚生労働大臣による許可を必要とする事業とし、財政的に支援することにより、造血幹細胞移植の提供の促進が図られてきたところである。

平成二十六年一月の施行から三年の間に、特に提供までの期間が短い臍帯血の提供が促進され、同種造血幹細胞移植（骨髄・末梢血幹細胞・臍帯血）の実施数は年間三五〇〇件を超えるなど多くの患者の方々の命が救われてきた。

しかしながら、近年、臍帯血移植の増加に伴い、骨髄移植については減少し、その実施件数の影響を受け、公益財団法人日本骨髄バンクの収支が平成二六年度及び二七年度に赤字となるなどその事業の存続が危ぶまれている状況にある。また、骨髄・末梢血幹細胞の提供には通院・入院が必要であり、働きながらドナーになる方にとっては、休暇が取れない、休暇が取れても有給ではないなど、提供に至るまでにハードルがあるのが現状である。

造血幹細胞移植を必要とする患者がそれぞれの疾病や状態に応じ、より効果的な骨髄、末梢血幹細胞又は臍帯血移植を実施できる体制を確保し続けることは、白血病等で苦しむ患者のためには絶対に必要なことである。

以上をふまえ、以下の実現に向け、議員連盟として全力で取り組むこととする。

- ① 患者にとって最適な移植医療を提供し続けるためには、日本骨髄バンクの財政運営を安定化させることが重要であり、非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植の効率的な運用、補助金や診療報酬での対応も含めた必要経費を確保すること
- ② 移植医療は、提供者の善意に基づく医療であることから、ドナー登録者数及び移植実施件数の増加に向け、一部の自治体において現在行われているドナーへの支援制度の実態等も踏まえつつ、働きながらもドナーになりやすい環境の整備を進めること

右、決議する。

平成二十九年十一月二十四日

骨髄・さい帯血バンク議員連盟

会長 野田聖子